

仁木町空き家家財道具等処分支援助成金交付要綱

令和7年6月19日告示第94号

(目的)

第1条 この要綱は、町内の空き家内の家財道具等を処分した所有者に対して、予算の範囲内で助成することにより、売買や賃貸など、空き家の利活用の促進を図り、町民の住環境の向上と定住人口の確保及び地域経済の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家財道具等 居住部分に供されていた家屋にある家具・器具・衣料など（使用されず放置された状態の電化製品、食器、寝具、生活雑貨など）をいう。
- (2) 空き家 本町の固定資産税台帳に登録されている個人が所有する専用住宅及び併用住宅で、現に居住の用に供されていない家屋をいう。
- (3) 所有者 本町に空き家を所有する者若しくは管理者又は裁判所により選任された相続財産精算人、成年後見人その他の所有者に代わって空き家の処分を行う者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家の所有者であること。
- (2) 助成金の交付申請者が市区町村税及び使用料等に未納がないこと。
- (3) 助成金の交付申請者が、本事業により同一の空き家で助成金及び国又は地方公共団体等の同種の助成金等の交付を受けていないこと。
- (4) 助成金の交付申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でないこと。
- (5) しりべし空き家バンクに登録した者、不動産取引業者と媒介契約を締結した者又は第三者と賃貸借契約若しくは売買契約を締結した者であること。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、次の各号に該当するものとする。

- (1) ごみ収集及び運搬費
- (2) 一般廃棄物処理費（一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた町内事業者に限る。）
- (3) 特定家庭用機器リサイクル費
- (4) 遺品整理作業費
- (5) 敷地内の樹木伐採、草刈等に要する費用、ハウスクリーニング、排水管清掃などの費用
- (6) 産業廃棄物処理費（産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた事業者に限る。）
- (7) その他町長が必要と認めたもの

(助成金の額)

第5条 助成金の交付額は、前条に示す助成対象経費に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、その額が20万円を超えるときは、20万円とする。

(事前計画の申請)

第6条 助成金の交付申請者は、家財道具等の処分を実施する前に、助成金計画申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 家財道具等処分に係る経費の見積額及びその内訳がわかるもの

- (2) 家財道具等処分前の室内の写真及び外観
 - (3) 空き家の所有者を確認できる書類
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- (事前計画の確認)

第7条 町長は、前条の規定による計画申請書を受理したときは、その内容を審査し、仁木町空き家財道具等処分支援助成金計画確認通知書（別記様式第2号）により、その適否を提出者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第8条 前条の規定による計画確認通知書を受理した者は、当該助成対象事業の完了後（しりべし空き家バンクに登録、不動産取引業者と媒介契約を締結又は第三者と賃貸借契約若しくは売買契約を締結後）30日以内に、仁木町空き家財道具等処分支援助成金交付申請書（別記様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 家財道具等処分に係る領収書等
- (2) 家財道具等処分後の室内の写真及び外観、資料等
- (3) 不動産取引業者と媒介契約を締結若しくは第三者と賃貸借契約又は売買契約を締結したことが確認できる書類
- (4) 市区町村税を滞納していないことが確認できる書類（町外者のみ）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出をもって実績報告があったものとみなす。

(助成金の交付決定及び確定通知)

第9条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、当該申請のあった日の属する年度における予算の範囲内で、助成金の交付を決定し、仁木町空き家財道具等処分支援助成金交付決定通知簿（別記様式第4号）に必要事項を記入し、申請者に仁木町空き家財道具等処分支援助成金交付決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

2 町長は、前条各号で規定する書類等に不備がなく受理した者から順に交付決定する。

3 町長は、前項の規定により交付決定をする場合において、申請書が同時に提出されたと認められるときで、かつ、予算額を超える交付申請があったときは抽選とする。

4 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

5 助成金は、第1項の規定による助成金の交付決定後に交付するものとし、交付額の確定通知は、助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）の金融機関口座に、同項により決定した助成金を振り込む行為をもって替えるものとする。

(助成金の交付決定の取消)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他返還が適当と町長が認めたとき。

(助成金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る

部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金を仁木町空き家家財道具等処分支援助成金交付決定取消及び返還命令通知書（別記様式第6号）により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限りでその効力を失う。ただし、第10条及び第11条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別記様式第1号（第6条関係）

仁木町空き家財道具等処分支援助成金計画申請書

年 月 日

仁木町長 様

住 所 〒

申請者 氏 名
電話番号

仁木町空き家財道具等処分支援助成金交付要綱第6条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり提出します。

記

1 事業内容

所在地	仁木町	
所有関係	所有者氏名	
	所有者住所	〒
処分期間	着手予定日 (処分開始予定日)	年 月 日
	完了予定日 (登録・契約締結予定日)	年 月 日

2 添付書類

- (1)家財道具等処分に係る経費の見積額及びその内訳がわかるもの
- (2)家財道具等処分前の室内の写真及び外観
- (3)空き家の所有者を確認できる書類
- (4)その他町長が必要と認める書類

同意事項

本計画書を提出するに当たり、私及び世帯に属する者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であるかどうかについて、仁木町が余市警察署に照会することに同意します。また、町内者については、町税等の納付状況に関する調査を仁木町が行うことに同意します。

住 所
氏 名

別記様式第2号（第7条関係）

仁木町空き家家財道具等処分支援助成金計画確認通知書

仁 号
年 月 日

様

仁木町長

年 月 日付けで提出のあった仁木町空き家家財道具等処分支援助成金計画申請書について、仁木町空き家家財道具等処分支援助成金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 計画の適否 相当 ・ 不相当

2 留意事項

交付申請書の提出時、申請者及びその同一世帯に属する者全員が市区町村税及び使用料等に未納がある場合は、助成金の交付ができません。

別記様式第3号（第8条関係）

仁木町空き家財道具等処分支援助成金交付申請書

年 月 日

仁木町長 様

申請者（所有者）

住 所〒

氏 名

電話番号

年 月 日付け仁 号で通知した仁木町空き家財道具等処分支援助成金について事業が完了したので、仁木町空き家財道具等処分支援助成金交付要綱第8条により、次のとおり申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 円

2 事業が完了した日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 家財道具等処分に係る領収書等
- (2) 家財道具等処分後の室内の写真及び外観、資料等
- (3) 不動産取引業者と媒介契約を締結若しくは第三者と賃貸借契約又は売買契約を締結したことが確認できる書類
- (4) 市区町村税を滞納していないことが確認できる書類（町外者のみ）
- (5) その他町長が必要と認める書類

別記様式第5号（第9条関係）

仁木町空き家家財道具等処分支援助成金交付決定通知書

仁 号
年 月 日

様

仁木町長

年 月 日付けで申請のあった仁木町空き家家財道具等処分支援助成金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、仁木町空き家家財道具等処分支援助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 助成金の交付決定額 金 円

2 指令番号 年度第 号

3 留意事項

- (1)助成金は、本交付決定後に申請者に対して交付します。
- (2)仁木町空き家家財道具等処分支援助成金交付要綱第10条のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることがあります。
- (3)その他、仁木町空き家家財道具等処分支援助成金交付要綱によります。

別記様式第6号（第11条関係）

仁木町空き家家財道具等処分支援助成金交付決定取消及び返還命令通知書

仁 号
年 月 日

様

仁木町長

年 月 日付け仁 号で通知した助成金の交付の決定を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し交付した助成金の返還を命じます。

記

1 返還額 金 円

2 返還理由

3 返還期限 年 月 日

4 返還すべき助成金は、別に町長が発行する返納通知書により納付すること。